

市営浄化槽新設の手続き等について

佐賀市の生活排水処理イメージ



★市営浄化槽設置申請受付及び工事の相談

佐賀市上下水道局（3階） 下水道工務課 浄化槽係

TEL 0952-34-5047 / FAX 33-1505

メール : gesuikommu.sui@city.saga.lg.jp

★融資あっせんの相談

佐賀市上下水道局（2階） 業務課 管理二係

TEL 0952-33-1313 / FAX 33-1336

メール : gyomu.sui@city.saga.lg.jp

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目 6番 60号

URL : <http://www.water.saga.saga.jp>

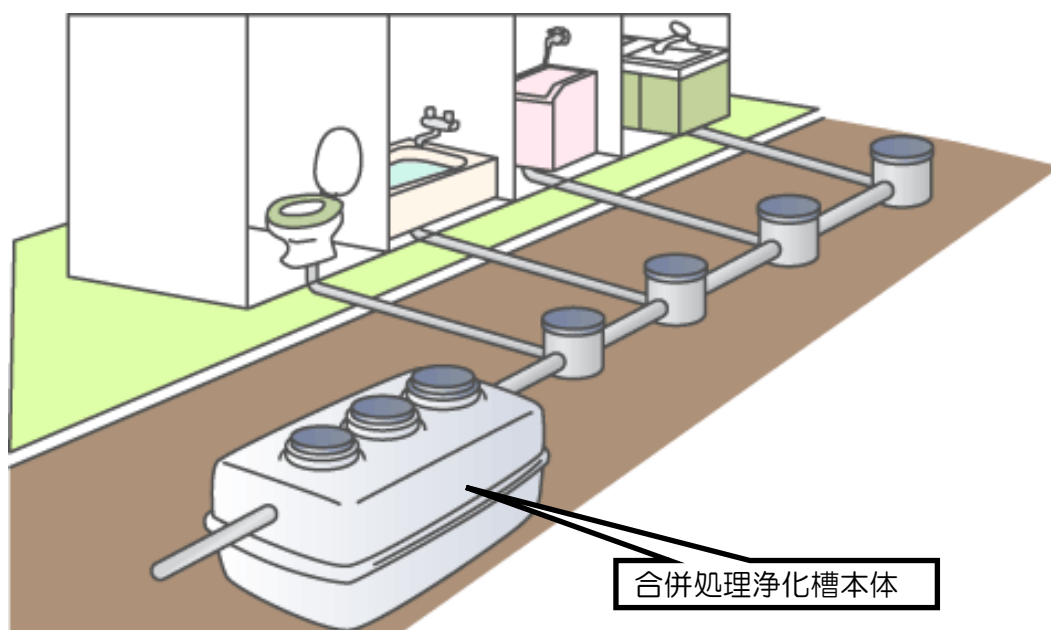
佐賀市では公共下水道、農業集落排水事業処理対象地域外において、佐賀市上下水道局が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行う、「市営浄化槽設置事業」を実施しています。

1 合併処理浄化槽とは

■ 浄化槽のしくみ

「合併浄化槽」は台所、風呂、洗濯排水などの生活雑排水と水洗トイレの排水を微生物の働きにより処理し、消毒してから放流します。

汚れは約 1/10 となり、汚水処理能力は公共下水道や農業集落排水処理施設と同程度です。



2 市上下水道局が行う工事と申請者が行う工事

(1) 市営浄化槽事業の対象区域

公共下水道と農業集落排水の処理区域を除く佐賀市内のすべての地域が対象です。

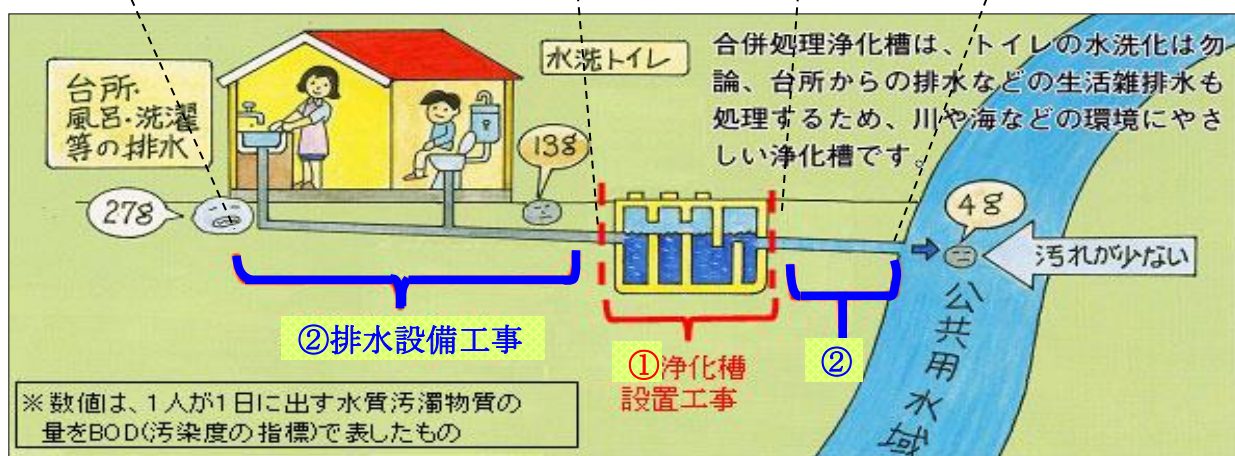
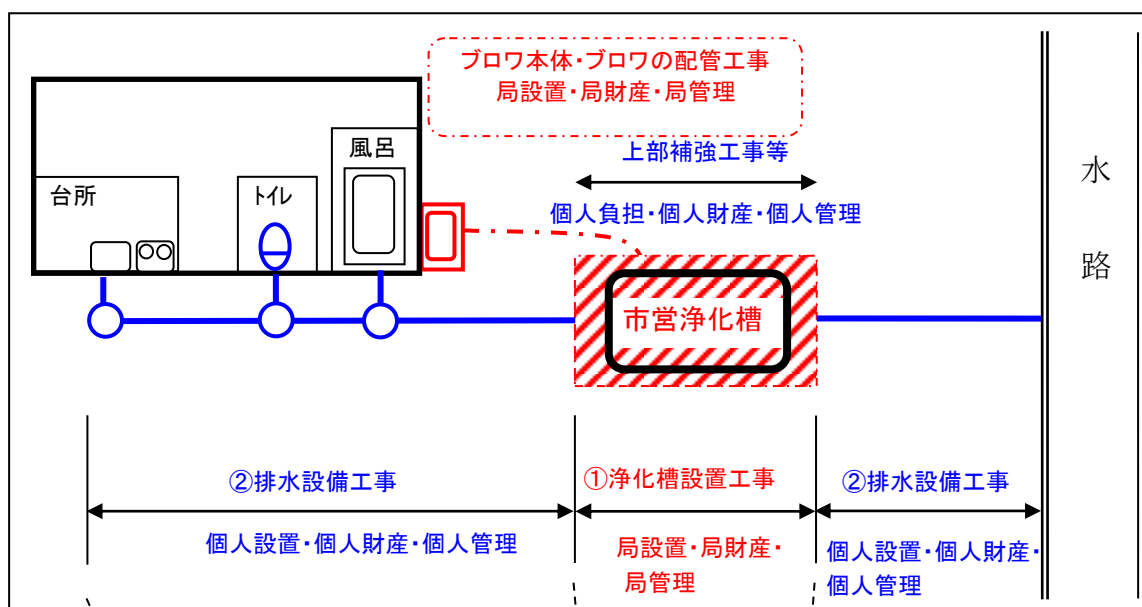
(2) 施工および管理の費用区分

① 市上下水道局の施工と管理部分… (図の赤色の部分が対象)

浄化槽本体とブロワ本体・ブロワの配管までが市上下水道局が費用を負担して工事を行う範囲となります。

② 個人の施工と管理部分… (図の青色の部分対象)

上記①以外の部分については、個人で工事と維持管理ならびにそれらに要する費用をご負担いただくことになります。



3 申請者の費用負担 浄化槽を設置するとき

(1) 受益者分担金

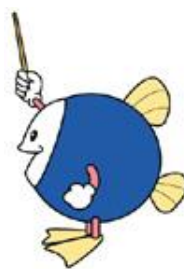
浄化槽の設置に掛かる費用の一部を負担していただきます。受益者分担金額は、浄化槽の大きさによって異なります。

人 槽	受益者分担金 (不課税)	利 用 形 態 (JIS A 3302-2000 算定基準による)
5人槽	120,000 円	一般住宅の場合 建築延床面積 130 m ² 以下で 使用人員 5 人まで
7人槽	150,000 円	一般住宅の場合 建築延床面積 130 m ² を超える か、使用人員 6 人以上
10人槽	200,000 円	2世帯住宅等 (浴室と台所がそれぞれ2カ所以上ある場合)
11人槽以上	標準工事に掛かる 費用に 0.4 を乗じ た額	一般住宅以外、JIS 算定基準による

① 受益者分担金の納付方法

受益者分担金は、市営浄化槽の設置の決定を通知された者に、当該浄化槽の設置にかかり一度限り賦課します。分担金は、5年分割（年4期、計20回）で納めていただく方法と、一括して納めていただく方法があります。なお、一括して納めていただいた場合でも、前納報奨金はありません。納期は次の4期です。

5月1日～末日
8月1日～末日
11月1日～末日
2月1日～末日



浄化槽設置工事の完了通知日以降、最も早く到来する納期が最初の納期となります。一括して納めていただく場合、浄化槽設置工事完了通知日以降、最も早く到来する納期に全額を納付してください。

② 分担金の徴収猶予・減免制度

受益者分担金は、すべての市営浄化槽に賦課しますが、受益者の状況によって徴収猶予や減免をされることがあります。徴収猶予や減免を希望される方は、必ず「徴収猶予申請書」または「減免申請書」を提出してください。

なお、徴収猶予の理由がなくなったときは、猶予されていた期間の分担金は一括して納めていただきます。

○ 徴収猶予される場合

徴収猶予対象内容	徴収猶予率（額）	徴収猶予期間
係争中の建物等に係る受益者	全額	1年以内
災害、盗難その他の事故が生じたことにより、分担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者が認定する額	1年以内

○ 減免される場合

減免の対象となる受益者	摘要	減免率又は減免後の分担金額
自治会等	地区公民館など	90%（ただし、減免後の分担金額が10万円を超えないときは、10万円とする。）
宗教法人	神社、寺院、教会等	
私立学校法人	私立の小学校・中学校・高等学校・幼稚園など	75%（ただし、減免後の分担金額が20万円を超えないときは、20万円とする。）
社会福祉法人	保育所・老人ホーム等の社会福祉事業施設	
文化財である建物を所有する受益者	文化財および文化財保存のための施設	100%

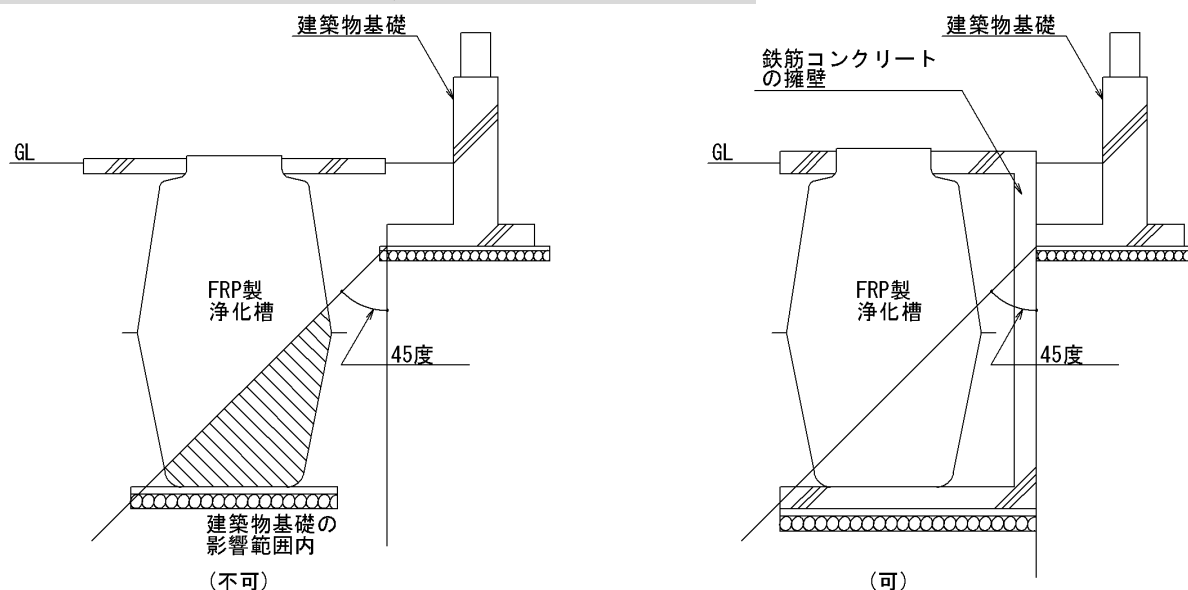
(2) 宅内排水設備の設置費用

水洗トイレへの改造や排水管・ますの設置工事に要する費用

(3) その他必要な工事費用

- ・ 本体設置に支障となる物の撤去・移設・復旧等の工事
- ・ 標準工事以外の工事（駐車場仕様の場合の補強工事、放流ポンプ等、建築物の基礎部分に近接して浄化槽を設置する場合の擁壁工事(注1)）
- ・ 使用者等の都合で市営浄化槽を移設・撤去・復旧する場合の工事
- ・ みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の廃止にかかる費用

(注1) 建築物の基礎部分に近接して設ける場合の施工例



※基礎杭が有る場合は除く。

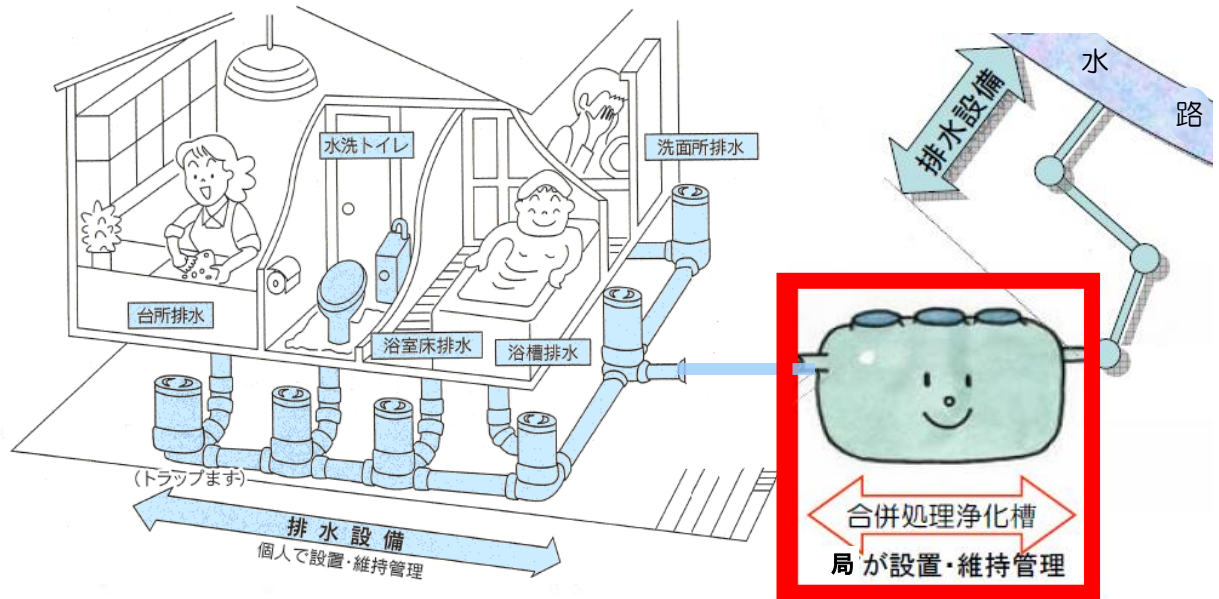
4 工事にかかる市上下水道局と申請者の費用負担区分

	工事にかかる費用負担項目	市上下水道局	申請者
①	浄化槽の設置工事費（標準仕様）	○	
②	受益者分担金 （標準的な工事費の一部を負担していただきます）		○
③	トイレの水洗便器購入及び改造費		○
④	みなし浄化槽（単独浄化槽）撤去費		○
⑤	ブロワのコンセント及び、維持管理用の水栓の設置費		○
⑥	浄化槽までの排水設備及び、 浄化槽から放流先までの排水設備の工事費		○
⑦	浄化槽設置に伴い支障となる場合の、 建物および工作物ならびに立木等の撤去・移設費		○
⑧	駐車場仕様等（特殊工事）に関わる工事費		○
⑨	放流先水位が高い等により放流ポンプが必要となった場合の放流ポンプ仕様に関わる工事費		○
⑩	建築物の基礎部分の外側から、45度以下に 浄化槽を設置する場合の擁壁仕様に関わる工事費		○
⑪	その他標準工事以外に発生する浄化槽設置に 必要な工事に係る費用		○

「水洗便所改造資金の
融資あっせん・利子補給制度」の対象

⑧～⑩の標準仕様以外の場合、浄化槽 施工業者（上下水道局 指定業者）と現地
施工前までに、ご契約ください。

5 市営浄化槽の排水設備



浄化槽に流入し、浄化槽から放流する青色の配管・ます等を合わせて「排水設備」といいます。この部分は申請者の皆様のご負担で設置・維持管理していただきます。

工事

- ・排水設備の設置は、必ず佐賀市上下水道局が指定した「排水設備指定工事店」へお申し込みください。指定工事店以外の者での工事はすることができません。

費用

- ・工事費は、家屋や敷地の形状、便器のタイプによって異なります。詳しくは「排水設備指定工事店」から見積もりをとってください。
- ・2～3社の見積り合わせをお勧めします。

※「排水設備指定工事店」とは？

佐賀市上下水道局は、宅内排水設備工事を施工するための専門的な知識と技術を有すると認められる工事業者を指定しています。この指定を受けた者を「佐賀市排水設備指定工事店」と呼びます。

指定工事店一覧表は市上下水道局業務課でお配りしているほか、市上下水道局ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.water.saga.saga.jp/main/169.html>

※「排水設備指定工事店」の選択で迷われたら？

工事店の選択で迷われているときは、工事組合でアドバイスを受けることもできます。
(佐賀市下水道工事協同組合 電話0952-37-9788)

6 水洗便所改造資金の融資あっせん・利子補給制度

水洗便所改造資金の融資あっせん

くみとり便所を水洗便所に改造される方、または、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の機能を廃止して市営浄化槽に接続される方および市営浄化槽設置のために標準的な工事以外の工事が必要となる方のために、市上下水道局では、融資のあっせんをします。（市上下水道局が直接貸付を行うものではありません。）

◇ 融資のあっせん額

- くみとり便槽1カ所、または、みなし浄化槽1基につき60万円以内
- トイレが2カ所以上ある場合は、2カ所目から上記金額に30万円加算した額以内
- 浄化槽上部を駐車場仕様とするための補強工事および放流ポンプ工事など標準的な工事以外の工事が必要となる場合、20万円以内（ただし、上限は200万円まで）

◇ 融資の条件

- (1) 利率は、年1.3%
- (2) 償還期間は、5カ月から最高42カ月
- (3) 融資の償還方法は、融資を受けた翌月から元利均等償還、繰上償還もできます。

◇ 毎月の償還額

	融資額	償還期間	毎月の償還額	償還総額
例1	60万円	42カ月	14,620円	614,079円
例2	40万円	42カ月	9,747円	409,386円

※ 利率は、変わることがありますので、詳しくは業務課（☎0952-33-1313）へお問い合わせください。

◇ 融資あっせん要件

- (1) 原則として既設便所を改造し、市営浄化槽に接続する者。
- (2) 事業区域内の建築物の所有者又は改造工事等について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。
- (3) 融資金の償還能力があること。
- (4) 改造工事費を一時に負担することが困難であること。
- (5) 連帯保証人を1名立てること。
（市内、又は近隣在住で独立して生計を営んでいる人。同居家族は不可）
- (6) 市税及び市営浄化槽受益者分担金等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

◇ 融資の手続き

- (1) 指定工事店が決まったら、工事店に融資あっせん制度を利用したい事を申し出て、融資あっせん申請書を受け取る。
- (2) 申請書に必要な事項を記入、署名・捺印（印鑑登録証明と同じもの）し、下記の書類を付けて工事店へ渡す。
※ 添付書類 ①申請者本人・連帯保証人のそれぞれの印鑑登録証明書
②申請者本人・連帯保証人のそれぞれの納税証明書
(市県民税と固定資産税の前年度分)
- (3) 工事完了検査後、金融機関が必要とする書類に「融資あっせん決定通知書」、「検査済証」（工事完了後に局が発行）を添えて各金融機関で融資の手続きをする。

取り扱い金融機関（佐賀市内にある本店・支店での手続き）

佐賀銀行 佐賀共栄銀行 親和銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行
長崎銀行 佐賀信用金庫 大川信用金庫 佐賀東信用組合
横浜幸銀信用組合 九州労働金庫 佐賀市中央農業協同組合
佐賀県農業協同組合 佐賀県信用漁業協同組合連合会

改造資金の利子補給

市上下水道局があっせんした融資に対して、下記の利子補給を行います。
ただし、融資あっせん額のうち利子補給の対象額は、家屋1棟につき60万円を限度とします。

市営浄化槽の設置の完了についての通知を受けた日から改造工事等の完了の日までの期間	補給率
1年以内	100%
1年を超えて2年以内	80%
2年を超える期間	50%

◇ 利子補給の手続き

融資金を完済された翌月に、市上下水道局から利子補給のお知らせの通知が届きますので、申請関係書類を提出してください。

7 申請者の費用負担

～浄化槽を設置してから～

(1) 浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を市上下水道局が行います。それらにかかる費用の一部を使用料としてご請求します。佐賀・大和・富士・三瀬・諸富・久保田地区は市上下水道局、川副・東与賀地区は佐賀東部水道企業団にお支払いください。

(消費税 10%込み)

人槽区分	使用料/月	人槽区分	使用料/月	人槽区分	使用料/月
5人槽以下	2,619円	16~20人槽	9,848円	36~40人槽	18,229円
6~7人槽	3,143円	21~25人槽	12,780円	41~45人槽	19,905円
8~10人槽	4,191円	26~30人槽	14,876円	46~50人槽	21,580円
11~15人槽	8,591円	31~35人槽	16,552円	51人槽以上	当該浄化槽の維持管理費用を考慮し定めます

※お支払いは2か月分を1回として請求します。

例) 7人槽をご使用の場合、1回のお支払額 3,143円×2か月=6,286円

※使用料は、消費税率及び下水道使用料等の見直しにあわせて変更する予定です。

※浄化槽の使用をやめるときは、使用休止(又は廃止)の手続きをお願いします。使用休止のお手続きをされるまで、使用料がかかります。

※使用休止(又は廃止)の際は、使用期間に応じた浄化槽清掃費用の一部を請求させていただきます。

※自治公民館に設置された市営浄化槽の使用料は、人槽に関わらず公共下水道の基本使用料と同額(1,210円/月(消費税10%込み))と定めています。

(2) その他に負担する費用

- ブロワ(送風機)の稼動にかかる電気代(月約700円)
- 浄化槽清掃の際の水道料

ブロワの一例です



ブロワは浄化槽の中の微生物に空気を送る機械です。

使用開始後は電源を切らないでください。(常時通電)

8 維持管理にかかる市上下水道局と浄化槽使用者の費用負担区分表

	管理にかかる費用負担項目	市上下水道局	使用者
①	浄化槽使用料		○
②	浄化槽保守点検費（消毒薬品代含む）	○	
③	浄化槽清掃費（法規定回数分）	○	
④	法定検査料	○	
⑤	ブロワの交換・修理（部品交換等）にかかる費用（経年劣化等による場合）	○	
⑥	ブロワの電気代		○
⑦	浄化槽清掃等に使用する水道代		○
⑧	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費		○
⑨	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用		○
⑩	使用者の責により必要となった浄化槽及びブロワの修繕にかかる費用		○
⑪	耐用年数を経て交換が必要になった既存浄化槽本体の撤去及び、新設浄化槽本体の設置にかかる費用	○	

9 市営浄化槽設置の申請手続き

(1) 申請の条件

- ① 浄化槽の設置に係る土地を市上下水道局が無償で使用するについて、土地所有者の同意があること。
- ② 浄化槽設置完了後、1年以内に排水設備工事を完了し、浄化槽の使用を開始すること。
- ③ 申請者もしくは申請者の代理者（同居成人に限る）が、市上下水道局が浄化槽を設置する前までに浄化槽設置者講習を受講すること。

(2) 申請方法

① 手続き

申請の手続きは、排水設備設置工事を依頼された佐賀市排水設備指定工事店が代行します。

なお、申請者個人、又は申請者の依頼する代理人が行うことも可能ですが、提出図面のうち排水設備計画に係る図面は、排水設備指定工事店の作成したものに限り

② 申請期限及び工事の相談

年度事業（3月中旬検査完了）であるため、人槽により申請受付の締切日が異なります。また、締切日以降は申請の取り下げが出来なくなります。

**特殊な条件や11人槽以上の浄化槽は設計や工事等に日数を要する事があります
浄化槽設置工事時期の要望に添えない場合があるため、お早めにご相談ください。**

◇10人槽以下の浄化槽→12月20日(土日、祝日は除く)まで。

ただし、**一体的施工***は、1月20日(土日、祝日は除く)まで。

※一体的施工とは、佐賀市排水設備指定工事店が浄化槽設置と排水設備工事を一体的に施工する工事のことです。佐賀市排水設備指定工事店及び一体施工可能業者は、市上下水道局下水道工務課でお配りしているほか、上下水道局ホームページからもダウンロードできます。

http://www.water.saga.saga.jp/site_files/file/jokaso-H29/4-4zuikei-listH31_4.pdf

◇11人槽～50人槽→11月30日(土日、祝日は除く)まで。

※複数台設置の場合、期限内であっても受付できないこともあります。また、添付書類が全て揃った上で申請受けとなりますが、中型浄化槽以上は土質試験データなど、申請書に添付する資料が多くなるため、お早めにご相談ください。

◇51人槽以上→設置予定の前年度12月28日(土日、祝日は除く)まで。

※環境大臣との協議を要するため、設置までに時間がかかります。

③ 申請受付

◇佐賀市上下水道局3階 下水道工務課 浄化槽係に申請してください。

(4) 提出書類

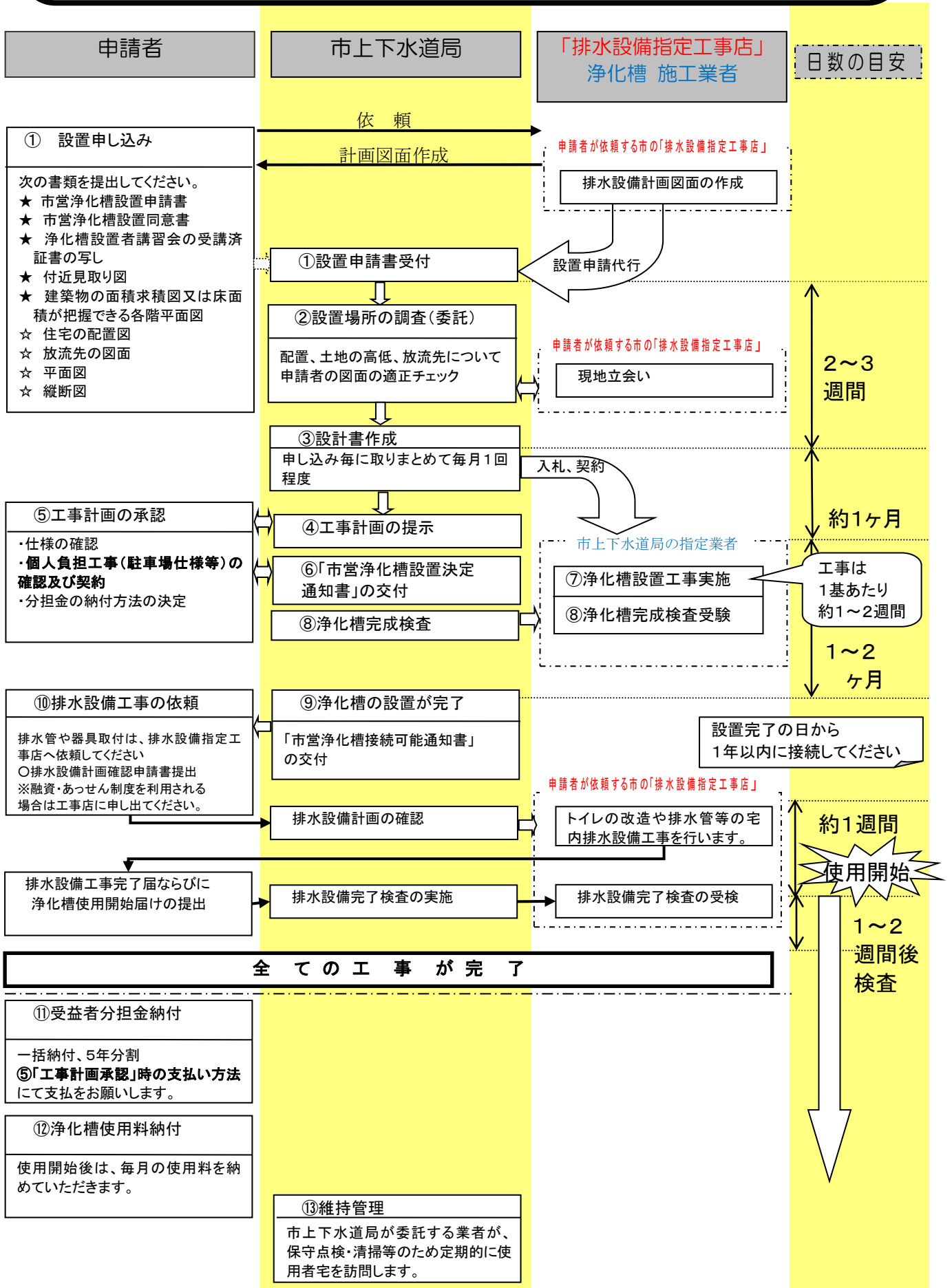
- ① 市営浄化槽設置申請書(様式)
 - ② 市営浄化槽設置同意書(様式) } <http://www.water.saga.saga.jp/main/5436.html>
 - ③ 浄化槽設置者講習会の受講済証書* (佐賀中部保健福祉事務所等で受講できます)
- ※申請日以降に受講される場合、受講済証書を提出していただいた後、市営浄化槽設置決定通知書を交付します
- ④ 市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取図
 - ⑤ 建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図
 - ⑥ 住宅の配置図(市営浄化槽を設置する敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの)
 - ⑦ 放流先及び放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面
 - ⑧ 平面図(排水設備の位置、市営浄化槽を設置しようとする位置、排水管の内径及び延長並びに市営浄化槽との固着箇所を記載したもの)
 - ⑨ 縦断面図(排水設備の延長、こう配、地盤高、土被り等を記載したもの)

※ ⑥～⑨の図面は、排水設備指定工事店に作成を依頼してください。排水設備指定工事店の作成した図面以外は受け付けることができません。

※ 11人槽以上の浄化槽については、追加書類が必要です。お問い合わせください。

※ 排水の放流には、放流先の管理者との確認が必要です。

10 設置申込みから工事完成・使用開始までの流れ（※標準的な工事の場合）



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。